

テーマ 7

企業利益と課税所得

理論：重要度 一

計算：重要度 ★★★

法人税の課税所得（所得金額）は、損益計算書の当期純利益から誘導的に計算される。

このテーマでは、企業利益と課税所得との差異を調整するための計算表である別表4（所得の金額の計算に関する明細書）を学習する。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
7-1	具体的な課税所得計算と別表4	No.1 第1回
7-2	別表4のフォーム	No.1 第1回
7-3	税務調整	No.5 第1回
7-4	資本金等の額と利益積立金額	No.4 第3回
7-5	別表5（一）のⅠの記載方法	No.4 第3回
7-6	別表5（一）のⅡの記載方法	No.4 第3回
7-7	税効果会計	No.6 第6回
7-8	修正申告	No.8 第5回

(2) 法人税の種類

法人税は下記の3種類がある。このうち、一般的に法人税といわれるのは、「各事業年度の所得に対する法人税」のことである。

① 各事業年度の所得に対する法人税

法人の毎期の事業活動によって得られる利益（所得）に対して課される法人税である。

② 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

法人が、企業グループを1つの納税単位として法人税を計算する、いわゆる「連結納税制度」を選択した場合に「各事業年度の所得に対する法人税」の代わりに課される法人税である。

③ 退職年金等積立金に対する法人税（現在適用停止中）

退職年金業務等を営む信託会社や保険会社などを対象とする法人税で、退職年金に対する課税が、従業員が退職するまで発生しないことに対する遅延利息たる性質を有する特殊な法人税である。

「各連結事業年度の連結所得に対する法人税」は、基本的に「各事業年度の所得に対する法人税」の規定を基礎として計算する。

また、「退職年金等積立金に対する法人税」は、特殊な法人税であり、かつ、現在適用停止中である。

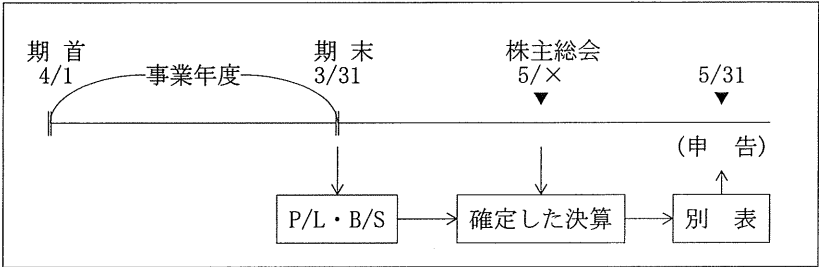
したがって、受験上は、まず「各事業年度の所得に対する法人税」を中心に学習すればよいこととなるため、以下、「各事業年度の所得に対する法人税」を前提として説明していく。

7-1 具体的な課税所得計算と別表4

所得金額は、企業利益と全く別に計算されるのではなく、確定した決算（株主総会の承認を受けた決算）に基づく企業利益に一定の調整を加えて計算する。

この企業利益を出発点にして所得金額を算出する計算表を「別表4」という。

（注）決算から申告までの流れ



1 別表4

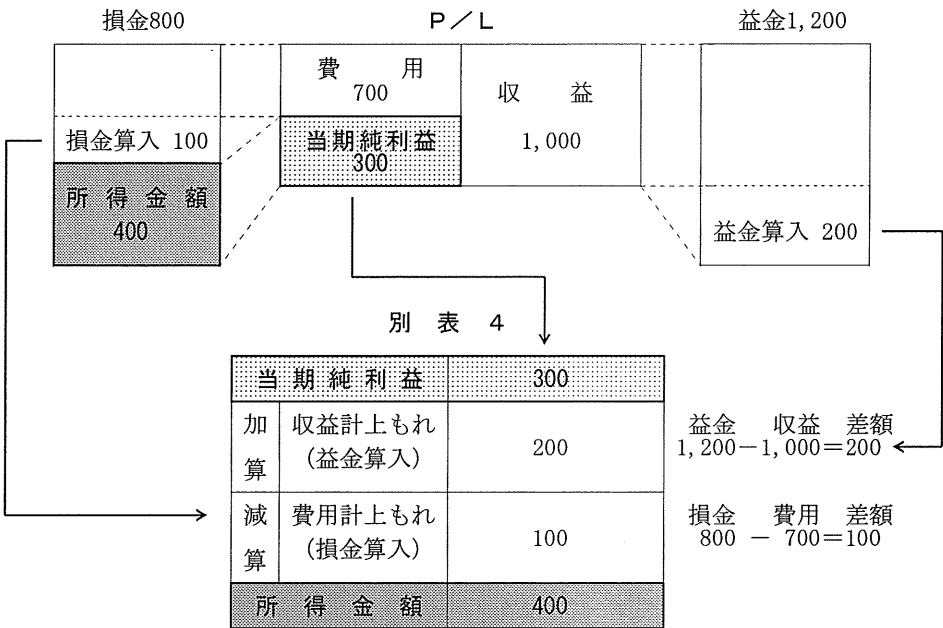
別表4は、確定決算上の当期純利益との差異が生ずる部分を加算又は減算することによって所得金額を計算する表である。

P / L	
費用等	収益
当期純利益	

別表4	
当期純利益	
加算	{ 益金算入（会計上非収益・税務上益金） 損金不算入（会計上費用・税務上非損金）
減算	{ 益金不算入（会計上収益・税務上非益金） 損金算入（会計上非費用・税務上損金）
所得金額	

【具体例】

(会計：P／L)			(税務：別表4)		
収	益	1,000	益	金	1,200
費	用	700	損	金	800
利	益	300	所	得	400



理論的には、益金1,200－損金800＝所得金額400と計算する。しかし、別表4は損益計算書とのつながりをもたせるために、税引後当期純利益からスタートし、会計上の収益と税務上の益金との差額（益金算入又は益金不算入）及び会計上の原価、費用、損失と税務上の損金との差額（損金算入又は損金不算入）を調整（加算又は減算）することによって所得金額を誘導的に計算している。

2 加算・減算

別表4において当期純利益にプラスすることを「加算」、当期純利益からマイナスすることを「減算」という。「加算」又は「減算」する項目の中心は「別段の定め」である。別段の定めの内容は次の4つのグループに区分されるが、何が「加算」となり、何が「減算」となるかを理解することが重要である。

(1) 益金算入⇒「加算」

会計上収益ではないが、税務上益金の額に算入されるもの

これらは、会社が収益に計上していれば問題はないが、収益に計上していなければ企業会計上の利益にプラスすることになる。

(例) 売上高の計上もれ、引当金の取崩額など

(2) 損金不算入⇒「加算」

会計上原価・費用・損失だが、税務上損金の額に算入されないもの

これらは、企業会計上の利益にプラスすることになる。

(例) 交際費、寄附金など

(3) 益金不算入⇒「減算」

会計上収益だが、税務上益金の額に算入されないもの

これらは、企業会計上の利益からマイナスすることになる。

(例) 受取配当金、法人税の還付金など

(4) 損金算入⇒「減算」

会計上原価・費用・損失ではないが、税務上損金の額に算入されるもの

これらは、企業会計上の利益からマイナスすることになる。

(例) 売上原価計上もれ、所得の特別控除など

設 例

- (1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税 引 前 当 期 純 利 益	10,000円
法人税、住民税及び事業税	4,000円
当 期 純 利 益	6,000円

- (2) 「売上高計上もれ」 1,500円

売上高が会計上収益計上されていないが、法人税法では益金となる。

- (3) 「損金計上法人税」 700円

「損金計上住民税」 300円

「損金計上納税充当金」 2,000円

法人税、住民税及び事業税に含まれ、会計上費用計上しているが、法人税法では損金と
ならない。

- (4) 「受取配当等の益金不算入額」 1,000円

受取配当金を会計上収益計上しているが、法人税法では益金に計上しないことができる。

- (5) 「貸倒損失認定損」 3,000円

売掛金の一部は会計上損失計上していないが、法人税法では貸倒損失として損金となる。

【別表4】

摘 要		金 額
当 期 利 益 の 額		円
加 算	売 上 高 計 上 も れ	
	損 金 計 上 法 人 税	
	損 金 計 上 住 民 税	
	損 金 計 上 納 税 充 当 金	
	小 計	
減 算	受取配当等の益金不算入額	
	貸 倒 損 失 認 定 損	
	小 計	
所 得 金 額		

解説

【別表 4】

摘 要		金 額	
当 期 利 益 の 額		6,000円	⇨税引後当期純利益
加 算	売 上 高 計 上 も れ	1,500	⇨益金算入
	損 金 計 上 法 人 税	700	⇨損金不算入
	損 金 計 上 住 民 税	300	⇨損金不算入
	損 金 計 上 納 税 充 当 金	2,000	⇨損金不算入
	小 計	4,500	
減 算	受取配当等の益金不算入額	1,000	⇨益金不算入
	貸 倒 損 失 認 定 損	3,000	⇨損金算入
	小 計	4,000	
所 得 金 額		6,500	

【解答への道】

- (1) 損益計算書の当期純利益（税引前当期純利益ではない。）を別表 4 に転記する。
- (2) 法人税法の学習の第一歩は、別表 4 の記載方法を理解することであり、別表 4 上の調整項目は、「加算」又は「減算」の 2 つしかない。したがって、何が「加算」となり、何が「減算」となるのかを的確に判断できるようにしなければならない。
- (3) 調整項目記載後の別表 4 は次のようになる。